

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十一号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年四月三十日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号及び第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。